

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃・料金表（公定幅運賃）

1. 運 賃

(1)	距離制運賃				
	普通車	最初の	1.05kmまで600円	加算	272mまで増すごとに100円
	大型車	最初の	1.05kmまで760円	加算	159mまで増すごとに100円
	特定大型車	最初の	1.05kmまで820円	加算	148mまで増すごとに100円
(2)	時間距離併用制運賃				
	普通車	時速10km以下の運行時間について	1分	40秒ごとに	100円
	大型車	時速10km以下の運行時間について	1分	0秒ごとに	100円
	特定大型車	時速10km以下の運行時間について	分	55秒ごとに	100円
(3)	時間制運賃				
	普通車	最初の30分まで	3,900円	30分までごとに	3,900円
	大型車	最初の30分まで	6,310円	30分までごとに	6,310円
	特定大型車	最初の30分まで	6,790円	30分までごとに	6,790円
(4)	運賃等の割増	ア.深夜・早朝割増	22時から翌朝5時まで		2割増
		イ.寝台割増			2割増
		ウ.冬期割増	12月10日から翌年3月26日まで		2割増
(5)	運賃等の割引	ア.障害者割引			1割引
		イ.高齢者割引			1割引
		ウ.遠距離割引	距離制運賃で7,000円を超える金額について		1割引

2. 料 金

(1) 待料金					
普通車	1分	40秒までごとに		100円	
大型車	1分	0秒までごとに		100円	
特定大型車	分	55秒までごとに		100円	
(2) 迎車回送料金 1配車につき					
					300円

運賃及び料金の適用方法

1. 車種区分は次のとおりとする。

<特定大型車>

普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員9名以上のもの。ただし、特種車両（福祉）を除く。

<大型車>

普通自動車のうち排気量2.5リットルを超えるもので乗車定員8名以下のもの。

特種車両（福祉）であって乗車定員7名以上のもの。

<普通車>

普通自動車のうち排気量2.5リットル以下のもので乗車定員8名以下のもの及び小型自動車で乗車定員6名以下のもの。

普通自動車、小型自動車又は軽自動車のうち電気自動車若しくは特種車両（福祉）であって、乗車定員6名以下のもの。

<備考>

- 普通自動車、小型自動車、軽自動車は、道路運送車両法施行規則第2条の定めによる。
- 電気自動車とは、内燃機関を有しない電動機を有する自動車をいう
- 特種車両（福祉）とは、寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車をいう。

2. 運賃の適用順位

原則として距離制運賃を適用し、これにより難い場合は、特約により時間制運賃を適用するものとする。

また、定額運賃を設定している場合は、定額運賃を適用することができるものとする。

3. 運賃料金の適用方法

(1) 距離制運賃

ア. 距離制運賃は、タクシーメーター器の表示額とする。

イ. 距離制運賃は、旅客の乗車した地点から運送が終わった地点までの実車走行距離に応じて算定する。

ウ. 時間距離併用運賃は、一定速度（時速10km）以下となった場合の運送に要した時間を加算距離に換算し、距離制メーターに併算する。ただし、高速自動車国道を通行する場合及び事業者の責により生じた原因により、一定速度以下となった運送の場合は適用しない。

- エ. 距離制運賃の収受にあたっては、運送が終わった地点で停車後、直ちにタクシーメーター器を「支払」の位置に操作し、その表示額により行う。
- (2) 時間制運賃
- ア. 時間制運賃は、営業所（無線基地局を含む。）において、時間制運賃によるあらかじめの特約がある場合に適用する。
- イ. 時間制運賃は、旅客の要請によって最寄りの営業所等を出発したときから、旅客の運送を終了するまでの実拘束時間に応じて算定する。
- ウ. 時間制運賃は、初乗り30分とし、加算運賃は30分単位とする。30分未満の端数が生じた場合は30分単位に切り上げるものとする。
- エ. 時間制運賃による契約の場合は、タクシーメーター器にカバーをし、前面に「貸切」の表示をする。
- オ. 時間制運賃による場合は、運賃の割増及び料金は適用しない。
- (3) 運賃等の割増
- ア. 深夜早朝割増は、午後10時以降午前5時までの間における運送及び待料金に適用する。
- イ. 寝台割増は、寝台専用の固定した設備を有する車両に限り適用する。
- ウ. 冬期割増は、距離制運賃を適用する場合で、次に定める期間及び地域の営業所に配置されている車両に限り適用するものとする。
- (a) 12月10日から翌年3月26日まで冬期割増を適用する地域は、札幌市、江別市、石狩市（ただし、平成17年10月1日に編入された旧厚田村及び旧浜益村の区域を除く、北広島市、小樽市とする。
- エ. 運賃等の割増は、距離短縮方式とする。
- オ. 2以上の割増条件に該当する場合は、いずれか高い率を適用し、割増の重複はできないものとする。
- (4) 運賃等の割引
- ア. 運賃等の割引は、距離制運賃、時間制運賃及び待料金に適用する。
- イ. 障害者割引は、次による。
- (a) 障害者割引は、身体障害者福祉法（昭和24年12月26日付け法律第283号）に基づく身体障害者手帳、又は療育手帳制度（昭和48年9月27日付け厚生事務次官通知）に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けている者を対象とし、当該手帳を提示したときに適用する。
- (b) 割引の対象区間は、障害者自身が乗車した区間又は時間に適用する。
- (c) 運賃料金の額は、距離制運賃及び待料金はタクシーメーター器表示額に、時間制運賃は別途計算された額に0.9を乗じ10円未満の端数を切り捨てた額とする。
- (d) 障害者割引は、重複して適用しない。
- ウ. 高齢者割引は、次による。
- (a) 高齢者割引は、満65歳以上の高齢者であって、利用時に生年月日を確認できる証明証（健康保険証、免許証、パスポート、マイナンバーカード、その他年齢を証明できる証明証等）又は当社が発行する高齢者割引適用証明証を提示したときに適用する。
- (b) 割引の対象区間は、満65歳以上の高齢者自身が乗車した区間又は時間に適用する。
- (c) 運賃料金の額は、距離制運賃及び待料金はタクシーメーター器表示額に、時間制運賃は別途計算された額に0.9を乗じ10円未満の端数を切り捨てた額とする。
- (d) 高齢者割引は、障害者割引と重複して適用しない。
- エ. 遠距離割引は、次による。
- (a) 遠距離割引は、距離制運賃及び待料金に適用し、この場合の運賃料金の額は、タクシーメーター器表示額のうち、7,000円を超える額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額と7,000円との合計額とする。
- (b) 障害者割引と遠距離割引とは重複して適用するものとし、この場合の運賃料金の額は、各制度で求められる割引額の合計額をタクシーメーター器表示額から減じた額とする。
- (c) 高齢者割引と遠距離割引とは重複して適用するものとし、この場合の運賃料金の額は、各制度で求められる割引額の合計額をタクシーメーター器表示額から減じた額とする。
- (5) 料 金
- ア. 料金は、距離制運賃による場合に適用する。
- イ. 待料金は、旅客の都合により車両を待機させた場合に限り適用することとし、待機に要した時間を加算距離換算し、距離制運賃に併算する。
- ウ. 迎車回送料金は、次による。
- (a) 旅客の要請により、乗車地点まで車両を回送する場合に適用するものとする。
- (b) 迎車回送料金は、1台につき300円とする。
- (6) 実費の負担
- ア. 旅客の要求により有料道路、自動車航送船、有料駐車場等を利用した場合における当該利用の実費は、旅客の負担とする。また、旅客から乗務員宿泊料など特別な負担を求められた場合における当該実費は、旅客の負担とする。
- イ. 道路事情、交通規制等客観的な事情による時又は他に適当な方法がないためやむを得ず有料道路、自動車航送船を利用して往路若しくは復路が回送となる場合における当該利用の実費は、旅客の負担とする。
- (7) 適用する営業区域
- 札幌交通圏

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃・料金表（その他ハイヤー）

1. 運 賃

- (1) 距離制運賃
- | | | | | |
|-------|-----|---------------|----|-----------------|
| 普 通 車 | 最初の | 1. 05kmまで600円 | 加算 | 272mまで増すごとに100円 |
| 大 型 車 | 最初の | 1. 05kmまで760円 | 加算 | 159mまで増すごとに100円 |
| 特定大型車 | 最初の | 1. 05kmまで820円 | 加算 | 148mまで増すごとに100円 |
- (2) 時間距離併用制運賃
- | | | | | |
|-------|-------------------|----|--------|------|
| 普 通 車 | 時速10km以下の運行時間について | 1分 | 40秒ごとに | 100円 |
| 大 型 車 | 時速10km以下の運行時間について | 1分 | 0秒ごとに | 100円 |
| 特定大型車 | 時速10km以下の運行時間について | 分 | 55秒ごとに | 100円 |
- (3) 時間制運賃
- | | | | | |
|-------|----------|--------|----------|--------|
| 普 通 車 | 最初の30分まで | 3,900円 | 30分までごとに | 3,900円 |
| 大 型 車 | 最初の30分まで | 6,310円 | 30分までごとに | 6,310円 |
| 特定大型車 | 最初の30分まで | 6,790円 | 30分までごとに | 6,790円 |
- (4) 運賃等の割増
- | | | |
|------------|-------------------|-----|
| ア. 深夜・早朝割増 | 22時から翌朝5時まで | 2割増 |
| イ. 寝台割増 | | 2割増 |
| ウ. 冬期割増 | 12月10日から翌年3月26日まで | 2割増 |
- (5) 運賃等の割引
- | | | |
|----------|------------------------|-----|
| ア. 障害者割引 | | 1割引 |
| イ. 高齢者割引 | | 1割引 |
| ウ. 遠距離割引 | 距離制運賃で7,000円を超える金額について | 1割引 |

2. 料 金

- (1) 待料金
- | | | | |
|-------|----|----------|------|
| 普 通 車 | 1分 | 40秒までごとに | 100円 |
| 大 型 車 | 1分 | 0秒までごとに | 100円 |
| 特定大型車 | 分 | 55秒までごとに | 100円 |
- (2) 迎車回送料金 1配車につき 300円

運賃及び料金の適用方法

1. 車種区分は次のとおりとする。

<特定大型車>

普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員9名以上のもの。ただし、特種車両（福祉）を除く。

<大 型 車>

普通自動車のうち排気量2.5リットルを超えるもので乗車定員8名以下のもの。

特種車両（福祉）であって乗車定員7名以上のもの。

<普 通 車>

普通自動車のうち排気量2.5リットル以下のもので乗車定員8名以下のもの及び小型自動車で乗車定員6名以下のもの。

普通自動車、小型自動車又は軽自動車のうち電気自動車若しくは特種車両（福祉）であって、乗車定員6名以下のもの。

<備 考>

1. 普通自動車、小型自動車、軽自動車は、道路運送車両法施行規則第2条の定めによる。

2. 電気自動車とは、内燃機関を有しない電動機を有する自動車をいう

3. 特種車両（福祉）とは、寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車をいう。

2. 運賃の適用順位

原則として距離制運賃を適用し、これにより難い場合は、特約により時間制運賃を適用するものとする。

また、定額運賃を設定している場合は、定額運賃を適用することができるものとする。

3. 運賃料金の適用方法

(1) 距離制運賃

ア. 距離制運賃は、タクシーメーター器の表示額とする。

イ. 距離制運賃は、旅客の乗車した地点から運送が終わった地点までの実車走行距離に応じて算定する。

ウ. 時間距離併用運賃は、一定速度（時速10km）以下となった場合の運送に要した時間を加算距離に換算し、距離制メーターに併算する。ただし、高速自動車国道を通行する場合及び事業者の責により生じた原因により、一定速度以下となった運送の場合は適用しない。

- エ. 距離制運賃の収受にあたっては、運送が終わった地点で停車後、直ちにタクシーメーター器を「支払」の位置に操作し、その表示額により行う。
- (2) 時間制運賃
- ア. 時間制運賃は、営業所（無線基地局を含む。）において、時間制運賃によるあらかじめの特約がある場合に適用する。
- イ. 時間制運賃は、旅客の要請によって最寄りの営業所等を出発したときから、旅客の運送を終了するまでの実拘束時間に応じて算定する。
- ウ. 時間制運賃は、初乗り30分とし、加算運賃は30分単位とする。30分未満の端数が生じた場合は30分単位に切り上げるものとする。
- エ. 時間制運賃による契約の場合は、タクシーメーター器にカバーをし、前面に「貸切」の表示をする。
- オ. 時間制運賃による場合は、運賃の割増及び料金は適用しない。
- (3) 運賃等の割増
- ア. 深夜早朝割増は、午後10時以降午前5時までの間における運送及び待料金に適用する。
- イ. 寝台割増は、寝台専用の固定した設備を有する車両に限り適用する。
- ウ. 冬期割増は、距離制運賃を適用する場合で、次に定める期間及び地域の営業所に配置されている車両に限り適用するものとする。
- (a) 12月10日から翌年3月26日まで冬期割増を適用する地域は、札幌市、江別市、石狩市（ただし、平成17年10月1日に編入された旧厚田村及び旧浜益村の区域を除く、北広島市、小樽市とする。
- エ. 運賃等の割増は、距離短縮方式とする。
- オ. 2以上の割増条件に該当する場合は、いずれか高い率を適用し、割増の重複はできないものとする。
- (4) 運賃等の割引
- ア. 運賃等の割引は、距離制運賃、時間制運賃及び待料金に適用する。
- イ. 障害者割引は、次による。
- (a) 障害者割引は、身体障害者福祉法（昭和24年12月26日付け法律第283号）に基づく身体障害者手帳、又は療育手帳制度（昭和48年9月27日付け厚生事務次官通知）に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けている者を対象とし、当該手帳を提示したときに適用する。
- (b) 割引の対象区間は、障害者自身が乗車した区間又は時間に適用する。
- (c) 運賃料金の額は、距離制運賃及び待料金はタクシーメーター器表示額に、時間制運賃は別途計算された額に0.9を乗じ10円未満の端数を切り捨てた額とする。
- (d) 障害者割引は、重複して適用しない。
- ウ. 高齢者割引は、次による。
- (a) 高齢者割引は、満65歳以上の高齢者であって、利用時に生年月日を確認できる証明証（健康保険証、免許証、パスポート、マイナンバーカード、その他年齢を証明できる証明証等）又は当社が発行する高齢者割引適用証明証を提示したときに適用する。
- (b) 割引の対象区間は、満65歳以上の高齢者自身が乗車した区間又は時間に適用する。
- (c) 運賃料金の額は、距離制運賃及び待料金はタクシーメーター器表示額に、時間制運賃は別途計算された額に0.9を乗じ10円未満の端数を切り捨てた額とする。
- (d) 高齢者割引は、障害者割引と重複して適用しない。
- エ. 遠距離割引は、次による。
- (a) 遠距離割引は、距離制運賃及び待料金に適用し、この場合の運賃料金の額は、タクシーメーター器表示額のうち、7,000円を超える額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額と7,000円との合計額とする。
- (b) 障害者割引と遠距離割引とは重複して適用するものとし、この場合の運賃料金の額は、各制度で求められる割引額の合計額をタクシーメーター器表示額から減じた額とする。
- (c) 高齢者割引と遠距離割引とは重複して適用するものとし、この場合の運賃料金の額は、各制度で求められる割引額の合計額をタクシーメーター器表示額から減じた額とする。
- (5) 料 金
- ア. 料金は、距離制運賃による場合に適用する。
- イ. 待料金は、旅客の都合により車両を待機させた場合に限り適用することとし、待機に要した時間を加算距離換算し、距離制運賃に併算する。
- ウ. 迎車回送料金は、次による。
- (a) 旅客の要請により、乗車地点まで車両を回送する場合に適用するものとする。
- (b) 迎車回送料金は、1台につき300円とする。
- (6) 実費の負担
- ア. 旅客の要求により有料道路、自動車航送船、有料駐車場等を利用した場合における当該利用の実費は、旅客の負担とする。また、旅客から乗務員宿泊料など特別な負担を求められた場合における当該実費は、旅客の負担とする。
- イ. 道路事情、交通規制等客観的な事情によるとき又は他に適当な方法がないためやむを得ず有料道路、自動車航送船を利用して往路若しくは復路が回送となる場合における当該利用の実費は、旅客の負担とする。
- (7) 適用する営業区域
札幌交通圏
- (8) 適用する車両
この運賃は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程第2条第3号に該当しないハイヤーとして北海道運輸局札幌運輸支局長に届け出た車両のみに適用するものとする。